

8月から70歳以上の方の高額療養費の上限額が変わります

高額療養費とは、ひと月に支払った医療費が高額になり、決められた上限額を超えた場合に、上限額を超えてお支払いいただいた分を払い戻す制度です。

所得区分	自己負担限度額 外来のみ(個人単位)	自己負担限度額 外来+入院(世帯単位)	所得要件
現役並み 所得者	44,400円 ↓ 57,600円	80,100円+(かかった医療費-267,000円)×1% 多数該当 44,400円	住民税課税所得が145万円以上の被保険者(同一世帯の被保険者も含む)
一般	12,000円 ↓ 14,000円 年間上限額※1 14万4,000円	44,400円 ↓ 57,600円 多数該当※2 44,400円	現役並み所得者、低所得者Ⅰ、Ⅱに該当しない方
低所得者Ⅰ	8,000円	15,000円	世帯の全員が住民税非課税であって、その世帯の各所得が必要経費・控除を差し引いたとき0円となる方
低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円	世帯の全員が住民税非課税であって、低所得者Ⅰに該当しない方。

※1 平成29年8月1日～平成30年7月31日の1年間で高額療養費で支給された額を差し引いた自己負担額が年間上限額を超えた分が支給されます。

※2 過去12か月以内に3回以上、上限額に達した場合は、4回目から「多数回」該当となり、上限額が下がります。

▶問い合わせ先=保険課 国保年金係 ☎(56) 9134

栃木県後期高齢者医療広域連合 ☎028(627)6805 (代表)

介護保険施設入所(短期入所)の食費・居住費(滞在費)減額申請について

次の方は、申請をすると、介護保険施設に入所(短期入所)したときの負担が軽くなります。すでに負担の軽減を受けている方も7月で有効期限が切れますので、8月31日(木)までに申請してください。

▶対象者=以下の条件をすべて満たす方

- ・世帯全員が平成29年度市町村民税非課税の方 ・配偶者も市町村民税非課税の方
- ・本人および配偶者の貯金等が基準額を超えない方(配偶者のいない方:1,000万円、配偶者のいる方:合計2,000万円)の方

▶申請に必要なもの=本人および配偶者の預貯金等の額を確認できる書類等の写し(通帳等)

- ・平成29年1月1日現在、上三川町に住所が無かった方は、平成28年中の所得等を証明する書類(公的年金収入額・合計所得金額・市町村民税課税額が確認できる書類)が必要です。

負担限度額認定要件

利用者負担段階	対象者	
第1段階	世帯の全員(世帯を分離している配偶者を含む。)が市町村民税を課税されていない方で老齢福祉年金を受給されている方。 生活保護等を受給している方。	
第2段階	世帯の全員(世帯を分離している配偶者を含む。)が市町村民税を課税されていない方で合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が年間80万円以下の方。	かつ、預貯金等が単身で1,000万円(夫婦で2,000万円)以下
第3段階	世帯の全員(世帯を分離している配偶者を含む。)が市町村民税を課税されていない方で上記第2段階以外の方。	
第4段階	上記以外の方	

▶申請・問い合わせ先=保険課 高齢者支援係 ☎(56) 9102

マイナポータル・子育てワンストップ

▼マイナポータルとは

マイナポータルとは、行政手続き等ができるオンラインサービスです。

子育てに関する行政手続きがワンストップできたり、行政からのお知らせが自動的に届いたりします。

○マイナポータルで提供される具体的なサービス

・やりとり履歴（情報提供等記録表示）

自分の個人情報を、行政機関同士がやりとりした履歴を確認することができます。

・自分の情報（自己情報表示）

行政機関等が保有する自分の個人情報を検索して確認することができます。

・お知らせ

行政機関等から配信されるお知らせを受信することができるようになります。

・子育てワンストップサービス（サービス検索・電子申請機能）

子育てに関するサービスの検索やオンライン申請が可能となります。

▼子育てワンストップサービスとは

妊娠、出産、育児等に係る国民の子育ての負担軽減を図るため、地方公共団体における「児童手当」、「保育」、「母子保健」、「ひとり親支援」の子育て関連の申請等について、マイナポータルを通じて利用できるサービスです。サービス検索機能によって、自分の状況にあったサービスを検索でき、地方公共団体から子育てに関するお知らせが届きます。

○各種サービス開始時期

平成29年7月から順次開始する予定です。（サービス内容によって開始時期が異なります。）

○利用に必要なもの

・マイナンバーカード

・ICカードリーダー

・インターネットに接続されたパソコン

※詳しくは内閣府ホームページをご覧ください。

▼問い合わせ先

○マイナポータルについて

企画課 政策調整係

☎ 56 9 1 1 8

○子育てワンストップサービスについて

福祉課 子ども・子育て係

☎ 56 9 1 3 0

健康課 母子健康係

☎ 56 9 1 3 2

7月は『第67回社会を明るくする運動』強調月間

『社会を明るくする運動』とは？

『社会を明るくする運動』は、すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した方たちの立ち直りについて理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない明るい社会を築くための全国的な運動です。

まずは、『できること』から地域のすべての人がそれぞれの立場で関わっていく必要があります。私たちの暮らす地域から犯罪や非行をなくすために、普段の生活の中で『できること』を探してみましょう。家族や地域に住む人との絆を強くすること。地域の交流を深める催しに参加すること…まずは、それぞれの立場で『できること』を始めましょう。

「青少年は地域社会からはぐくむ」という観点に立ち、町では、地域社会が犯罪や非行の防止に対して一体となった取り組みを進めるため『ミニ集会』を開催します。どなたでもご自由に参加できますので、お気軽にご来場ください。

『ミニ集会』

▶日時・場所＝

地区	本郷地区	上三川地区	明治地区
日時	7月10日(月) 午後1時30分～3時30分	7月11日(火) 午前9時30分～11時30分	7月13日(木) 午前9時～11時
場所	本郷地域福祉 センターきらきら館	しらさぎ神社	明治コミュニティ センター

▶内容＝警察官による講話など

▶問い合わせ先＝福祉課 福祉人権係 ☎ 56 9 1 2 8